

平成25年第3回(6月)上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市自治基本条例の検証について(回答)

上自第21983号

平成25年6月4日

上越市議会議長 瀧澤逸男様

上越市長 村山秀幸
(自治・市民環境部自治・地域振興課)



上越市自治基本条例の検証について（回答）

平成25年3月28日付け上議第134号により報告のありました標記のことについて、別紙のとおり回答します。

市議会による上越市自治基本条例の検証結果に対する市の考え方について

市議会の検証結果に対する市の考え方は以下のとおりです。

1 条例改正

(1) 組織

○市議会の検証結果

組織に関する規定を第5章（市政運営）に追加すること。

〈条文の例示〉

（組織）

第 条 市長は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなければならない。

2 市長等は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。

➤検証結果に対する市の考え方

自治基本条例の見直しについては第43条に規定されているとおり、社会経済情勢の変化に照らして見直しを行うこととなっていること、また条例制定時に市民、市議会、行政の立場から幅広く議論した経緯を踏まえると、現時点で不都合や時代にそぐわない内容がないことから、条例を改正する必要はないものと考え

る。

なお、市の内部組織は、地方自治法第158条第1項において、市長の権限に属する事務を分掌させるため設けることができるとされており、その場合において、直近下位の内部組織は条例で定めることと規定されている。このように、内部組織は市長の裁量権の範囲で設置するものであり、さらに、同条第2項に規定されているとおり、市の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮していることから改めて規定する必要はないものとする。

(2) 出資法人等

○市議会の検証結果

出資法人等に関する規定を第5章（市政運営）に追加すること。

〈条文の例示〉

（出資法人等）

第 条 市長等は、市が4分の1以上出資している法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長等は、出資法人等の財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

➤ 検証結果に対する市の考え方

(1)組織と同様に、現時点で不都合や時代にそぐわない内容がないことから、条例を改正する必要はないものとする。

なお、出資法人等に関する規定を盛り込むことは、条例制定時に検討課題として上がったものの、必要な規定との判断にはならなかったものであり、また、実態としても市の出資金が毀損することのないよう出資目的を踏まえ経営改善等に関与するなど適切な対応を図っていることから、条例改正は不要であるとする。

また、第2項については、既に市議会及び市民に対して出資法人等の財政状況を公表し、情報公開に努めていることから条例改正する必要はないものとする。

(3) コミュニティ（第35条関係）

○市議会の検証結果

コミュニティの定義で用いている「団体」を「団体など」に改めること。

〈条文〉

（コミュニティ）

第35条 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体などをいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

2 略

➤ 検証結果に対する市の考え方

条例制定時に十分な検討を経て現在の文言としたものであり、逐条解説に「コミュニティ」には、町内会、婦人会、青年会、子供会、老人会、PTA、消防団、

NPO法人、住民組織、ボランティア団体などの多種多様な団体が含まれるもの」と記載していることから条例改正は不要であると考える。

2 新たな取組

・地域自治区（第32条関係）

○市議会の検証結果

市民会議の指摘を受け、検討組織の設置等により、課題を解決し具体的な取組を推進すること。

➤検証結果に対する市の考え方

外部有識者の活用等の効果的手法により、地域協議会制度の運用上の課題の抽出、課題の改善策の検討その他地域協議会の活性化を図るために必要な検証を実施し、平成25年度中に検証結果を取りまとめる。

3 その他

(1) 逐条解説の修正

(ア) 目的（第1条）

○市議会の検証結果

条文を適切に解釈していないことなどから逐条解説の再検討・修正をすること。

検 証 結 果	検 証 前
<p>第1条【解釈・運用】</p> <p>○ この「自主自立のまち」とは、地方公共団体の存立目的である住民の福祉の増進のための前提となる状態であり、本条例では、主権者である市民による自治を一層推進することによって、<u>全ての市民の幸福感や充実感あふれる社会を市全体として実現していくことを目的とする。</u></p>	<p>第1条【解釈・運用】</p> <p>○ この「自主自立のまち」とは、地方公共団体の存立目的である住民の福祉の増進のための前提となる状態であり、本条例では、主権者である市民による自治を一層推進することによって、<u>そのような状態を</u> _____ 市全体として実現していくことを目的とする。</p>

➤検証結果に対する市の考え方

本条例の最終的な政策目的は、新市建設計画のまちづくりの基本理念の中で掲げられている「自主自立のまちを実現する」ことであることは条例制定時に十分な検討を経て決定したものであることから修正は必要ないものと考える。

(イ) 改正手続き（第44条）

○市議会の検証結果

条文を適切に解釈していないことなどから逐条解説の再検討・修正をすること。

➤検証結果に対する市の考え方

総務常任委員会での検証では、「逐条解説の三番目の文は表現としてよくない。広く市民の意見を聴く具体的な方法を記しておけばいいだけの解説の中に、全く異質な文言修正について記載していることでよりわかりにくくしている。解説の手直しが必要である。」などの意見があったことから、検証結果を踏まえて逐条解説を修正する。

【参考：逐条解説】

- 本条例の改正を発議する主体としては、市民、市議会（議員及び常任委員会）、市長の三者を想定しており、その基本的な手続は、市民、市議会、市長の三者について、それぞれの権利の中で明らかにした地方自治法に規定する通常の条例改正の手続によることとなる。
- 本条は、市長が改正の発議を行う場合は、最高規範の改正にふさわしい慎重性を確保する観点と、改正の発議に至るまでの過程が市民参画の下で行われることを重視する観点から、通常の手続に加え、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講ずることを定めたものであり、市長は、本条例の趣旨を踏まえた上で、自らの責任の下、改正する内容に応じて必要な措置を選択し、講じなければならないものとしている。
- なお、広く市民の意見を聴く具体的な方法としては、一般的には審議会のような調査審議機関での検討やパブリックコメントの実施が想定されるが、改正の内容や範囲などに応じて、その他の適切な手法を選択することを可能にしたものであり、例えば、法令改正などに伴う形式的な文言修正のための条例改正の場合には、市長がその権限と責任の下で、簡易な措置を選択することも可能であると解するものである。

(2) 積極的な取組

(ア) 協働の原則（第4条第3号）

○市議会の検証結果

NPOとの委託契約における人件費や間接経費の適正な方法確立するなど、条文を重んじ、より積極的に取り組む。

➤ 検証結果に対する市の考え方

今後、各業務内容を調査し、人件費や間接経費のあり方を整理するなど、条例を重んじ、より積極的に取り組む。

(イ) 評価（第 25 条）

○市議会の検証結果

条文を遵守し、評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表するよう求める。（第 1 項関係）

条文を遵守し、早期に課題を解決して市民が参加できる第三者による評価手法を取り入れるよう求める。（第 2 項関係）

➤ 検証結果に対する市の考え方

事業評価の結果等について、公表に向けた準備作業を進めている。

市民参加による評価については、条文の趣旨を踏まえつつ、公平公正かつ適正な評価が担保できる手法について検討・研究していきたいと考える。

(ウ) 公益通報（第 29 条）

○市議会の検証結果

例規等の制定や体制整備を図るよう、条例を重んじ、より積極的に取り組む。

➤ 検証結果に対する市の考え方

制度の詳細について研究し、適切な運用体制の確立に取り組むなど、条例を重んじ、より積極的に取り組む。

(エ) その他

○市議会の検証結果

その他次の項目について、条例を重んじ、より積極的に取り組むこと。

- ・自治の基本理念（第 3 条第 5 号、第 6 号）
- ・自治の基本原則（第 4 条第 1 号、第 2 号）
- ・市の職員の責務（第 14 条）
- ・市政運営の基本原則（第 15 条）
- ・財政運営（第 17 条）
- ・情報共有及び説明責任（第 18 条）

- ・個人情報保護（第 20 条）
- ・審議会等（第 21 条）
- ・パブリックコメント（第 22 条）
- ・政策法務（第 27 条）
- ・法令遵守（第 28 条）
- ・危機管理（第 30 条）
- ・市民参画（第 33 条）
- ・協働（第 34 条）
- ・コミュニティ（第 35 条第 2 項）
- ・人材育成（第 36 条）
- ・多文化行政（第 37 条）
- ・国・県等との関係（第 39 条）
- ・海外の自治体との連携及び国際交流の推進（第 41 条）
- ・最高規範性（第 42 条）

➤ 検証結果に対する市の考え方

条文を重んじ、より積極的に取り組む。